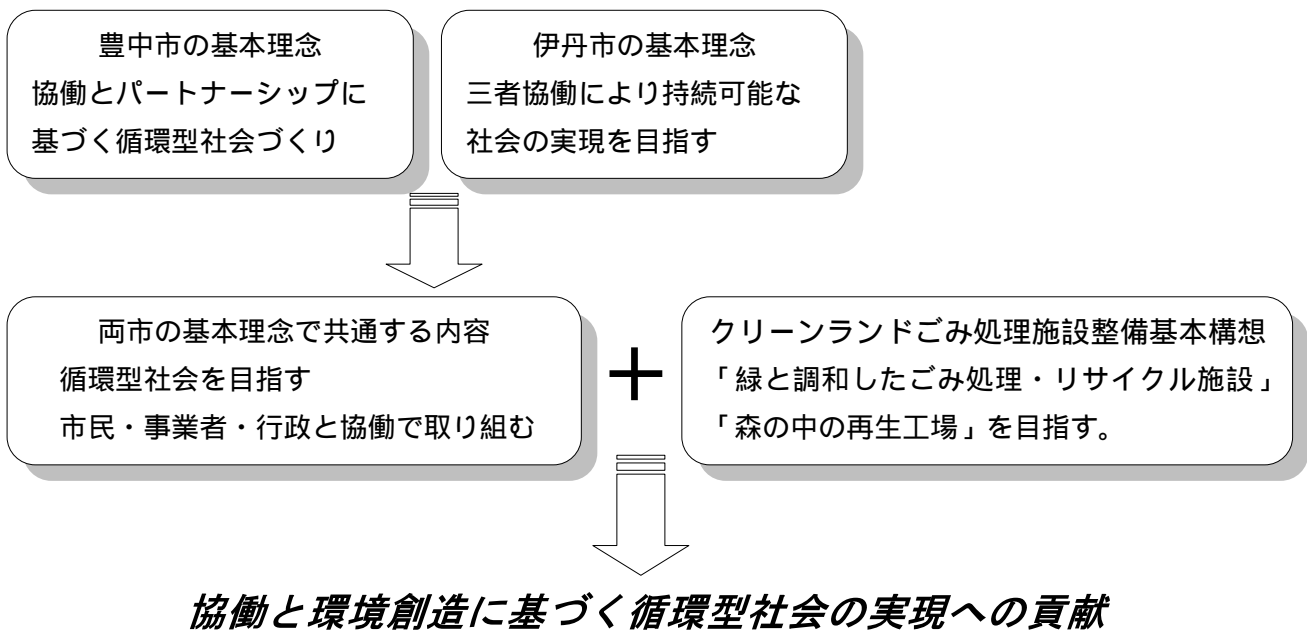


## 第4章 基本理念

### 第1節 基本理念

循環型社会形成推進基本法では、目指すべき循環型社会を第一に廃棄物の発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処分という優先順位を定めています。

クリーンランドでは、循環型社会実現のため、両市のごみ処理基本計画との整合を図り、「クリーンランドごみ処理施設整備基本構想」を実現させる施設整備を行っていきます。



本計画では、両市の基本理念で共通する「循環型社会を目指す」と「市民・事業者・行政と協働で取り組む」に、基本構想の「緑と調和したごみ処理・リサイクル施設」「森の中の再生工場」の考えを加え、理想的な将来像を「協働と環境創造に基づく循環型社会の実現への貢献」とし、これを基本理念とします。

### 第2節 基本方針

基本理念を実現させるために必要な要素として、次の3つを基本方針とします。

3R推進に対応した施設整備  
環境負荷低減、みどりのネットワークとの連携による環境創造  
協働での取り組みの推進

計画推進のための主要施策は、基本方針に基づき、次のように項目立てします。

## 基本理念

協働と環境創造に基づく循環型社会の実現への貢献

### 3 R 推進に対応した施設整備

1. 将来のごみ処理フロー
2. 将来のごみ処理量
  - (1)焼却施設の対象量 (2)リサイクルセンターの対象量
3. 施設整備の概要
  - (1)配置計画 (2)スケジュール (3)事業運営方式
4. ごみ焼却施設整備
  - (1)処理方式 (2)施設規模 (3)新エネルギーの供給 (4)施設の機能性
  - (5)既存施設の整備計画
5. リサイクルセンター施設整備
  - (1)処理方式 (2)施設規模 (3)施設の機能性 (4)既存施設の整備計画
6. 都市計画区域の変更・拡張
7. 安心・安全・安定を基調とした低コストで効率性の高い施設運営
8. 適正処理困難物への対応

### 環境負荷低減、みどりのネットワークとの連携による環境創造

1. 環境保全計画
  - (1)ごみ焼却施設 (2)リサイクルセンター
2. みどりのネットワークとの連携、環境創造
3. 省エネルギー
4. 最終処分計画

### 協働での取り組みの推進

1. 環境学習
2. モニタリング（監視機能体制）
3. 近隣住民・市民との相互理解促進、信頼関係構築
4. 市民への情報発信
  - (1) クリーンランドの運営状況等 (2) 直接搬入ごみ等のリサイクル
  - (3) リサイクルやごみ処理基本計画等の進捗状況
5. 両市との協働の考え方

下線は本計画で新たに追加になった事項、下線以外の項目は前計画からの変更